

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 12 月 19 日付け R05-01020-02336 で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、公文書不開示決定（存否応答拒否）が適切であるが、結論において妥当と言わざるを得ない。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、2023 年（令和 5）年 12 月 5 日付けて、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、長崎県法令違反等通報制度に関する調査の過程がわかるもののうち、特定日に関係者への聞き取りを行った際の記録（長崎県情報公開条例に従い適正に処理されたもの）の開示請求を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件請求に対して、令和 5 年 12 月 19 日付けて、条例第 7 条第 1 号及び第 6 号に規定する不開示情報に該当するとして、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 6 年 1 月 13 日付けて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 長崎県法令違反等通報制度の調査過程の「対応記録」については、過年度に開示された事例があることから、人事課が「対応記録」の部分を黒塗りにして「開示をしない」と決定づけたことには矛盾がある。
- (2) 人事課は、これら情報が「開示することにより、同通報制度の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼす情報である」としているが、過年度に同通報制度の調査過程の情報が開示された事例において同通報制度の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼす事象はなんら発生していない。
- (3) 県が情報公開制度の適正な運用に従えば、同通報制度の調査過程の情報は可能な限り開示しなければならないものであり、そうした情報公開体制をとるところが健全な県政の運営をもたらすことになる。過年度の事例と同様に「対応記録」の黒塗りは外して、情報を公開すべきである(聞き取りの相手方等は黒塗りでよい。)
- (4) 健全な県政の運営を目的として、人事課の公文書部分開示決定(対応記録が黒塗りにされたこと)に異議を申し立て、本審査請求書を提起した。
- (5) 人事課の弁明は論点がズレており議論の余地なし。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を適正とした理由

(1) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は不開示とすることを定めたものである。

一方、県政情報の公正さと透明性を確保する観点から、同号ただし書ウにおいて、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、本来不開示とする個人情報から除外することを定めている。

(2) 条例第7条第6号

条例第7条第6号は、公にすることにより県の機関、国、独立行政法人等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めたものである。

同号アからオにおいて、公にすることにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある典型的な例が示されているが、これらに限定されるものではな

く、その他の事務又は事業についても不開示となりうる。

(3) 部分開示決定の検討

ア 調査を行った相手方の氏名について(条例第7条第1号該当)

条例第5条において「何人も情報開示請求を行うことができる」とされていることから、何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、当該公文書の開示・不開示の判断が変わるものではない。

長崎県法令違反等通報制度の被通報者となる職員の情報については、一般的に上記通報に基づき、県が調査等を実施したことをもって、当該職員に法令違反等の何らかの事情があったのだらうと第三者に受け止められ、個人の利益を害するおそれがあることから、調査等を行ったという情報は、当該個人にとっては不利益情報に当たると言える。

条例第7条第1号ただし書ウにおける「職務の遂行に係る情報」とは、公務員として具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報(例:行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席・発言等に関するもの等)である。

一方、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する情報(例:本人の健康や休暇に関する情報、処分歴等)は、管理される職員の個人情報として保護される必要がある。

今回開示請求の対象となっている情報は、同通報制度に基づく調査記録であり、後者の「職員の人事管理上保有する情報」に該当すると判断したため、不開示としたものである。

イ 対応記録について(条例第7条第6号該当)

同通報制度の趣旨は、通報者の保護を図るとともに、職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な県政運営に資することを目的としているものである。

仮に、今回開示請求の対象となっている情報を開示することになると、同通報制度における調査手法や考え方等に留まらず、通報者や上記アで検討した調査の相手方も明らかにすることになる。

特に調査手法を明らかにすることにより、同制度の信頼性が損なわれることになると、通報に基づく調査等が適正に行うことが難しくなり、ひいては県政運営に支障が生じかねない。

このことから、同通報における調査等の対応記録は、条例第7条第6号に規定されている「行政運営情報」に該当すると判断したため、不開示としたものである。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、「過年度に開示された事例と矛盾している」と主張しているが、過年度開示分は、特定制度に基づいている一方で、原処分は長崎県情報公開条例に基づいており、同列に比較できるものではない。

また、部分開示決定の検討状況は前記1(3)に記載のとおりであり、長崎県情報公開条例に基づいてなされた原処分において、同通報における調査等の対応記録を開示した場合、その調査手法や考え方等に留まらず、通報者や調査の相手方も明らかにすることになる。結果として、同通報制度における適正な調査を行うことが難しくなり、県政運営に支障が生じかねないことから、条例第7条第6号に規定されている「行政運営情報」に該当すると判断し、不開示としたものである。

したがって、「同通報制度の調査過程の情報は可能な限り開示しなければならない」という審査請求人の指摘は失当である。

3 結論

上述のとおり、原処分は適正であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第7条第1号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定

されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア～オ 略

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

(3) 条例第10条について

本条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

3 本件処分について

本件請求に対して、実施機関が特定した対象文書は、長崎県法令違反等通報制度に基づき実施機関が特定人に対し聞き取りを行った対応記録である。法令違反等通報制度は、職員等の法令違反等に対して、職員や県民が県に対して通報を行うものであり、通報があった行為や事実に対して調査や是正措置が行われるものであることから、これらの情報は、通報者又は被通報者等の個人にとって、不利益情報に当たるものと思料する。

(1) 条例第10条該当性について

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、

開示決定等をすべきであるが、条例第 10 条は、その例外として公文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合について定めている。

本件開示請求は、日付を特定したうえで行われたものであり、本件開示請求の記載内容から、当該公文書の存否を答えるだけで、当該日に法令違反通報制度に関する聞き取り調査が行われたという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。本件存否情報が明らかになると、特定の個人を識別できない場合であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 号の不開示情報に該当することになる。また、本件存否情報を公にすると、その日付から関係者を推測できる可能性を否定できない。公益通報制度における通報者等の情報が公開されると、制度を利用しようとする人に対して抑止効果が働くなど適正な運用に支障を及ぼすおそれがある。そうすると、本県法令違反通報制度についても同様のおそれがあると思料され、条例第 7 条第 6 号の不開示情報に該当することになる。

したがって本件開示請求について、当該公文書の存否を答えることは、条例第 7 条第 1 号及び第 6 号の不開示情報を開示することとなることから、本来は、条例第 10 条の規定により、開示請求に対し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すべきであったものと認められる。

しかしながら、実施機関はすでに原処分において本件対象文書が存在することを明らかにしてしまっており、改めて原処分を取り消して条例第 10 条を適用する意味は無く、原処分を維持することが適当と思料される。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和7年11月28日	・実施機関から諮問書を受理
令和8年1月23日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和8年2月16日	・審査会（審査）
令和8年3月9日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	会長職務代理者
久部 香名子	司法書士	
松尾 和子	行政経験者	
横山 均	長崎県立大学地域創造学部長	会長